

札幌市図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を次のように制定する。

令和8年6月25日

札幌市教育委員会
教育長

山根 直樹

札幌市教育委員会規則第5号

札幌市図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

札幌市図書館条例の一部を改正する条例（令和7年条例第27号）の施行期日は、令和8年8月1日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。